

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年度診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションでは訪問時等にオンライン資格確認システムにより、利用者様の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行ない、質の高い医療の提供を目指しています。

【対象者】

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象です。

【算定内容】

訪問看護医療 DX 情報活用加算：月に 1 回に限り 50 円を加算します。

【訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】

- ① 厚生労働省が示す「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を実施している。
- ② マイナンバーカードを用いた居宅同意取得型の電子資格確認（オンライン資格確認）を行なう体制を有していること。
- ③ 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報取得・活用して訪問看護を行なうことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
 - ・看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- ④ 上記掲示事項について、原則として Web サイトでも掲示していること。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。
同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。